

公立大学法人名古屋市立大学における障害者就労施設等からの 物品等の調達推進を図るための方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）による障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的とする。

2 対象となる障害者就労施設等

この調達方針において「障害者就労施設等」とは、次に掲げる施設等をいう。

- (1) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する施設（障害者支援施設）
- (2) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第26項に規定する施設（地域活動支援センター）
- (3) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する施設（障害者福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設）
- (4) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号に規定する者（在宅就業障害者）
- (8) 障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）第74条の3第1項に規定する団体（在宅就業支援団体）

3 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

法第9条第2項に規定する調達の目標については、毎年度、別に定める。

4 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

- (1) この調達方針は、法人における調達において適用する。
- (2) 物品等の契約が、法人の契約規程第20条第1項第8号に規定する随意契約によることができる場合には、分野を限定することなく、また、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、調達実績のある物品等については引き続き調達を積極的に行うとともに、これまで調達実績のない物品等の調達についても検討を行うなど、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

5 調達実績の報告、取りまとめ及び公表

- (1) 法人は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、毎年度、調達方針について、法人のホームページにより公表するものとする。
- (2) 法人は、会計年度終了後、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績について取りまとめ、法人のホームページにより速やかに公表するものとする。

6 策定日

平成26年10月1日

7 その他

この調達方針に定めるもののほか、調達方針の実施に関し必要な事項は、別に定める。